

# 4 よくあるお問い合わせ Q&A



## Q1 浄化槽の維持管理は、どうして必要ですか？

**A** 浄化槽は微生物の働きを利用して汚水をきれいにしており、微生物が活発に活動できなければ浄化槽の浄化機能が低下し、汚水がそのまま河川や海に流れたり、悪臭の発生の原因となったりします。  
微生物にとって、快適な環境を整え、その環境を保つ作業が保守点検・清掃・法定検査の「3つの維持管理」です。そのため、維持管理が必要不可欠となります。

## Q2 保守点検を自分で行おうと思いますが…

**A** 保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則の第2条で定められた技術上の「基準」に沿って実施しなくてはなりません。これには、専門的知識や技術、機器が必要となります。基準に沿った保守点検が行えないときは、浄化槽の浄化機能の低下や処理不全による放流水の水質悪化や悪臭の発生などが起こる可能性があります。そのため、お住まいの地域で保守点検を行うことのできる専門の業者へ委託してください。

## Q3 保守点検や清掃はどこへ頼めばいいですか？

**A** 保守点検は、県又は保健所設置市（広島市、呉市、福山市）で登録を受けた浄化槽保守点検業者へ、清掃は各市町で許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼してください。  
詳しくは、お住まいの市町へ相談してください。

## Q4 保守点検・清掃の記録票をもらいましたが、どうしたらいいですか？

**A** 3年間、保管してください。  
記録票は、日頃の保守点検や清掃で過去の浄化槽の状態を確認できる大切な書類です。年1回、受検していただく法定検査の際にも必要となりますので、専用の書類入れに保管するとよいでしょう。

## Q5

### 保守点検や清掃をしているのに法定検査を受ける必要がありますか？

**A** 法定検査は、浄化槽を使用する方に、年に1回受けることが義務づけられている検査のため、**必ず受検してください。**

3つの維持管理の実務内容と1年間に行う回数は次のとおりです。

	実務内容	実施回数（年間）
法定検査	浄化槽の機能についての3つの検査 外観検査（75項目） ・ばっ気装置等が正常に動いているか ・適切に消毒されているか ・漏水はないか など 書類検査（6項目） ・保守点検と清掃が適切に行われているか 水質検査（5項目） ・放流水のBODやpHなどが基準値以下であるか	1回
保守点検	・水の流れ具合や目詰まり等の確認 ・付属機器の調整、修理 ・消毒薬の補充 ・記録票の作成、交付	3回以上 ※浄化槽の種類等によって異なります。
清掃	・槽内に生じた汚泥やスカムの引き抜き ・汚泥量等の調整 ・付属機器等の洗浄 ・記録票の作成、交付	1回以上 ※全ばっき方式は年2回以上です。

## Q6

### 法定検査で「不適正」の通知をもらいましたが、どうしたらいいですか？

**A** 不適正の内容によりませんが、**浄化槽保守点検業者または浄化槽工事業者へ相談してください。**

なお、お住まいの市町から改善の指導と改善内容の報告を求められる場合がありますので、改善した後に所定の書面を市町へ提出してください。

## Q7

### 保守点検、清掃、法定検査の違いは何ですか？

**A** 「保守点検・清掃」と「法定検査」は、次のように実施の目的や作業内容が異なり、全く別の観点から行われるものです。

①保守点検・清掃は、いわば「日常の健康管理」にあたります。浄化槽は微生物のはたらきによって水の汚れを浄化する設備であり、微生物が実際に生きていることが不可欠です。保守点検は送風機やばっ気装置の調整など、清掃は汚泥の引き抜きなどにより、**設備内で微生物が生きる環境を守る**目的で行われます。

②法定検査は、いわば「定期健康診断」にあたり、県の指定機関が行います。

i) 外観検査：ばっ気装置などの設備の外観や動作が正常かを検査します。

ii) 書類検査：記録票により保守点検や清掃の実施が適切かを確認します。

iii) 水質検査：BODなどの汚れの量が基準値以下かを測定します。浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、**微生物が生きる環境が確保されて、浄化槽が設備として正常に機能しているかを確認する**目的で行われます。

## Q8 浄化槽のにおいや音が気になりますが、どうすればいいですか？

**A** 適切な措置を行うには専門知識が必要となる場合がありますので、**保守点検を委託している業者へ相談してください。**

臭気の原因としては、

- ①送風機等の異常による浄化槽の機能低下
- ②清掃不足
- ③排気設備の不良
- ④マンホール蓋の密閉が不十分 などがあります。

音の原因としては、

- ①送風機が家に接触していること
- ②送風機の取付け不具合や異常 などがあります。

## Q9 台所にディスポーザーを付けたいのですが…

**A** ディスポーザーを使用する場合には、**ディスポーザー対応型浄化槽を設置する必要があります。**

ディスポーザーは、生ごみを粉砕してそのまま排水として流す装置です。ディスポーザーを使うと、生ごみをそのまま浄化槽に流すことになり、浄化槽に大きな負担がかかるため、処理水質の悪化や故障の原因となります。

## Q10 長期間浄化槽を使わないのですが、どうすればいいですか…

**A** つぎのような届出が必要となりますので、**必ずお住まいの市町へお問い合わせください。**

浄化槽使用休止届出書	使用の一時的な休止にあたって浄化槽を清掃したとき
浄化槽使用再開届出書	一時的に休止していた浄化槽の使用を再開するとき

## Q11 浄化槽の使用を始めるときや、やめるときはどうすればよいですか？

**A** 次のような報告・届出が必要となりますので、**お住まいの市町へお問い合わせください。**

浄化槽使用開始報告書	使用を始めるとき
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽管理者（家主・世帯主等）に変更があったとき
浄化槽廃止届出書	使用をやめるとき

## Q12 古民家を改装してカフェを始めたいのですが…

**A** 建物の使用目的を変更した場合、浄化槽が排水を処理するための能力が不足する場合があります。**事前にお住まいの市町へお問い合わせください。**